

沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）出店仕様書

1 基本的事項

沖縄県では、職員の職務への活力創出する観点から売店等の福利厚生施設を設置しているところである。売店については職員以外の来庁者利用もあることから、当該公募を通じて福利厚生施設の更なる充実と利用者の利便性向上等を図る。

2 企画提案内容 【様式第4号】

（1）基本方針について

県職員の福利厚生施設としての機能、職員以外の利用者に対する、提案者の基本的な考え方をお聞かせください。

（2）運営継続性について

財務基盤の安定性と安定した運営に向けた取組等について、提案者の財務状況（直近3年分）を踏まえてご提案ください。

※本部時事業者がある場合、本部事業者側の運営ノウハウ等の技術的協力や人的バックアップ体制の有無等も記載ください。

※営業にかかる賠償・損害保険等に参加している場合は、その加入状況も記載ください。

（3）実施体制について

次のアからエの考え方についてご提案ください。

ア 管理者及び従業員の配置計画

イ 従業員の教育・訓練の体制について

ウ 商品の安全管理・食品衛生管理について（営業に必要な資格の有無や商品等に起因するトラブル発生時の対応体制について）

エ 利用者からのクレーム対応や要望への対応

（4）商品・サービス内容について

職員の福利厚生施設であること、職員以外の来庁者利用もあることを踏まえた、利便性やサービスの向上について、次のアからエを踏まえて、その考え方についてご提案ください。

ア 価格設定について

※ 沖縄県行政財産使用料条例に基づく使用料から減免が認められた場合には、福利厚生施設として最大75%まで減額される。

イ 販売予定の商品や取扱予定のサービスについて

ウ 職員のニーズに基づき機動的な商品やサービス入れ替え対応について

エ 昼食時の混雑時の対応など

（5）独自提案について

提案者からの独自の提案があれば、その考え方についてご提案ください。

提案のイメージを促すために次の例を示します。

利便性の向上提案（医薬品の販売、無人レジの導入、電子レンジの増設）、

県職員の健康増進に寄与できる提案（低カロリー、低塩商品の充実販売コーナーの設置）、

県の施策への協力について（県産品の活用、地産地消の推進）

3 提案にあたっての留意事項

提案された、内容を総合的に評価して決定するものであり、必ずしも提案内容すべてを実施補償する

ものではありません。

4 採択後の売店運営方法等について

採択された後、実際の出店にあたっては、【別添1】「売店の運営方法等」によります。

5 採択後の出店にあたっての遵守等事項について

採択された後、実際の出店にあたっては、【別添2】「沖縄県本庁舎福利厚生施設（売店）遵守等事項」を遵守する必要があることに留意ください。